

県税の優遇措置のご案内

対象地域内で工場等の施設（設備）を新設、増設した企業・事業者で、条例で定める要件に該当する場合は、県税の優遇措置を受けることができます。

制度のねらい

税の優遇により企業・事業者の設備投資を促進し、地域産業の振興を図ることを目的としています。

対象となる地域

「離島振興対策実施地域」「産業立地促進地域」及び「地域未来投資促進法に基づく新潟県基本計画促進区域」です。

※具体的な地域については、産業立地課または市町村にお問い合わせください。

必要な要件

・「業種」や「家屋、生産設備等取得価額の合計額」又は「事業内容」などです。

※主な要件は中面をご覧ください。

優遇措置

不動産取得税、事業税(所得割・収入割)、法人県民税(超過課税)が課税免除または不均一課税(税率の軽減)されます。

※優遇措置の概略は中面をご覧ください。

申請先

不動産取得税 工場等の所在地を所管する地域振興局県税部まで

事業税 県内本社企業は本社の所在地を所管する地域振興局県税部まで
(県外本社企業は新潟地域振興局県税部まで)

申請期限

不動産取得税 課税免除等を受けようとする不動産を事業の用に供した日を含む事業年度の事業税申告書の提出期限

法人事業税 課税免除等を受けようとする事業年度の申告書の提出期限

個人事業税 課税免除等を受けようとする年度の前年度の所得税の確定申告期限

※ 申請（申告）期限を過ぎた場合は、課税免除等を受けられなくなりますので、ご注意ください。

※ 優遇措置の具体的な内容と申請先については、次ページ以降を参照してください。

県税の優遇措置の内容

令和8年3月30日現在

	過疎条例	離島条例 ※過疎条例が活用できる場合は過疎条例を活用	地域経済牽引条例 ※建設着手前に事前手続きが必要	産業立地条例																
対象地域	産業振興促進区域 (過疎地域持続的発展市町村計画において市町村が定める地域)	離島振興対策実施地域 (佐渡市及び粟島浦村全域)	促進区域 (県全域)	産業立地促進地域																
対象者	ア 製造業、旅館業、情報サービス業等 ※1、農林水産物等販売業を行う法人又は個人 (過疎地域持続的発展市町村計画において定められた業種に限る) ※1 情報サービス業等とは次の事業を指します。 ①情報サービス業 ②有線放送業 ③インターネット附随サービス業 ④コールセンターに係る事業 イ 畜産業、水産業を行う個人 ※2	ア 製造業、旅館業、情報サービス業等 ※1、農林水産物等販売業を行う法人又は個人 ※1 情報サービス業等とは次の事業を指します。 ①情報サービス業 ②有線放送業 ③インターネット附随サービス業 ④コールセンターに係る事業 イ 畜産業、水産業、新炭製造業を行う個人 ※2	地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の県承認を受けた事業で、かつ主務大臣による先進性等の確認を受けたもの ※課税免除を受けるには、建物の建築着手日までに地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ建物や設備の取得前に主務大臣による先進性等の確認を受ける必要あり。 (別途、申請期限までに課税免除申請が必要) ※県承認及び主務大臣確認要件についてはお問い合わせください。	対象地域内において事業用地・事業用家屋を取得した製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報通信技術利用業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、植物工場、生育環境を制御する陸上での水産動植物養殖業、データセンターを行う法人及び個人 ※対象地域についてはお問い合わせください。																
	※2 個人の畜産業、水産業は、生産設備の取得価額ではなく、当該事業の労働日数 (延べ労働日数の1/3超、かつ、1/2以下の場合に限る) による。	※2 個人の畜産業、水産業又は新炭製造業は、生産設備の取得価額ではなく、当該事業の労働日数 (延べ労働日数の1/3超、かつ、1/2以下の場合に限る) による。																		
適用要件	家屋・生産設備等の取得価額の合計額 (業種、資本金別に要件が異なります。) 【製造業、旅館業】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金</th> <th>取得価額 (合計額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>～1億円以下</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </tbody> </table> ※資本金が5,000万円を超える法人においては、新設、増設に限る 【情報サービス業等及び農林水産物等販売業又は個人】 資本金の額に関係なく取得価額 (合計額) が500万円以上	資本金	取得価額 (合計額)	5,000万円以下	500万円以上	～1億円以下	1,000万円以上	1億円超	2,000万円以上	家屋・生産設備等の取得価額の合計額 (業種、資本金別に要件が異なります。) 【製造業、旅館業】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金</th> <th>取得価額 (合計額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>～1億円以下</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </tbody> </table> 【情報サービス業等及び農林水産物等販売業又は個人】 資本金の額に関係なく取得価額 (合計額) が500万円以上	資本金	取得価額 (合計額)	5,000万円以下	500万円以上	～1億円以下	1,000万円以上	1億円超	2,000万円以上	ア 不動産取得税 ・減価償却資産取得額が前年度減価償却費の25%以上 ・家屋 (建物・同附属設備)、構築物、事業用地 (工場等の対象部分の垂直投影部分) の取得価額の合計額 1億円超 (農林漁業関連業種は5,000万円超) ※農林漁業関連業種・・・食料品製造業、飲料・たばこ・試料製造業等 ※詳細はお問合せください。 イ 事業税 (所得割・収入割) ・法人県民税 (超過課税) ・各減税年度の新潟県事業税 (所得割・収入割) 課税標準額が事業開始前5年間平均 + 5 %以上	家屋 (建物・同附属設備)、構築物の取得価額の合計額 ※土地は含まれない 1億円超 新設・増設した事業用家屋において 当該事業の用に供したことに伴って増加する常用雇用者 3名以上 ※常用雇用者の要件 県内に住所を有する者かつ雇用保険の一般被保険者 (高齢被保険者も含む)
	資本金	取得価額 (合計額)																		
5,000万円以下	500万円以上																			
～1億円以下	1,000万円以上																			
1億円超	2,000万円以上																			
資本金	取得価額 (合計額)																			
5,000万円以下	500万円以上																			
～1億円以下	1,000万円以上																			
1億円超	2,000万円以上																			
	事業開始時において、当該施設が公害を発生させるおそれのないもの又は公害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じているものであること。																			
優遇措置	アの者 ○不動産取得税：課税免除 ○事業税(所得割及び収入割)：課税免除 (3年間) ※3,4 イの者 ○個人事業税：課税免除 (5年間)	アの者 ○不動産取得税：課税免除 ○事業税(所得割及び収入割)：課税免除 (3年間) ※3,4 イの者 ○個人事業税：課税免除 (5年間)	アの要件を満たす者 ○不動産取得税：課税免除 イの要件を満たす者 ○事業税 (所得割・収入割)：1/2 (3年間) ○法人県民税 (超過課税)：1/2 (3年間)	○不動産取得税：課税免除 ○事業税(所得割及び収入割)及び法人県民税(超過課税)：1/2 ①新規常用雇用者3～9人 適用税率の1/2の税率 (3年間) ※3,4 ②新規常用雇用者10人以上 適用税率の1/2の税率 (6年間) ※3,4																
	※3 個人事業税…工場等を事業の用に供した日の属する年以後3年 (産業立地条例で新規常用雇用者10人以上の場合は6年) 以内の各年 ※4 法人事業税…工場等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年 (産業立地条例で新規常用雇用者10人以上の場合は6年) 以内に終了する各事業年度																			
課税免除の対象	○不動産取得税 ・家屋は対象となった部分に係る税額 ・土地は当該家屋の対象部分の垂直投影部分に係る税額 ※土地は取得後1年以内に建物の建設着手がある場合に限り適用 ○事業税 (所得割及び収入割) ・県内の事務所・事業所の従業員数に対する新設・増設した設備に直接従事する従業員数の割合に応じた所得に係る税額 ※畜産業、水産業については、当該事業に係る税額	○不動産取得税 ・家屋は対象となった部分に係る税額 ・土地は当該家屋の対象部分の垂直投影部分に係る税額 ※土地は取得後1年以内に建物の建設着手がある場合に限り適用 ○事業税 (所得割及び収入割) ・県内の事務所・事業所の従業員数に対する新設・増設した設備に直接従事する従業員数の割合に応じた所得に係る税額 ※畜産業、水産業、新炭製造業については、当該事業に係る税額	○不動産取得税 ・家屋は対象となった部分に係る税額 ・土地は当該家屋の対象部分の垂直投影部分に係る税額 ※土地は取得後1年以内に建物の建設着手がある場合に限り適用 ○事業税(所得割及び収入割) ・地域経済牽引事業の用に供する施設・設備相当部分 ○法人県民税：法人県民税超過課税額 (新潟県課税分)	○不動産取得税 ・事業用家屋及び事業用土地全体に係る税額 ※土地は、事業用家屋の敷地である土地を対象とし、その取得後2年以内に事業用家屋の建設着手がある場合に限り適用 ○事業税(所得割及び収入割) ・県内の事務所・事業所の従業員数に対する新設・増設した事業用家屋に係る従業員数の割合に応じた所得に係る税額 ○法人県民税：法人県民税超過課税額 (新潟県課税分)																
現行要件での適用期限	令和9年3月31日	令和9年3月31日	令和10年3月31日までの取得	令和11年3月31日																

	産業拠点強化条例 ※建設着手前に事前手続きが必要
対象者	地域再生法に基づき、本社機能の移転又は拡充を行う法人および個人
適用要件	減価償却資産 (建物、同附属設備、機械及び装置等) の取得価額が3,800万円 (中小企業1,900万円) 以上
優遇措置 ※本社機能に係る部分のみ対象	○不動産取得税 ・移転型：課税免除 ・拡充型：1/10に軽減
	○事業税 (所得割及び収入割) ・移転型：課税免除 (3年間)

【課税免除等の申請 (申告) 期限】	
不動産取得税 ⇒	課税免除等を受けようとする不動産を事業の用に供した日を含む事業年度の事業税申告書の提出期限
法人事業税 ⇒	課税免除等を受けようとする事業年度の申告書の提出期限
個人事業税 ⇒	課税免除等を受けようとする年度の前年度の所得税の確定申告期限

※申請 (申告) 期限を過ぎた場合は、課税免除等の優遇措置を受けられなくなりますので、ご注意ください。

※詳細についてはお問い合わせください。

課税免除申請書等の提出先

所管区域	地域振興局名及び住所	電話番号 課税課
村上市、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村	新発田地域振興局 県税部 〒957-8511 新発田市豊町三丁目3-2	0254-22-5106 (不動産) 0254-26-9024 (事業税)
新潟市、五泉市、阿賀町、三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村、佐渡市	新潟地域振興局 県税部 〒950-8716 新潟市東区竹尾二丁目2-80	025-273-3143 (不動産) 025-273-3103 (事業税) 025-273-3104
長岡市、小千谷市、見附市、柏崎市、出雲崎町、刈羽村	長岡地域振興局 県税部 〒940-8567 長岡市沖田二丁目173-2	0258-38-2504 (不動産) 0258-38-2505 (事業税)
魚沼市、南魚沼市、十日町市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局 県税部 〒949-6680 南魚沼市六日町960	025-772-2660 (不動産) 025-772-8226 (事業税)
上越市、妙高市、糸魚川市	上越地域振興局 県税部 〒943-8551 上越市本城町5-6	025-526-9305 (不動産) 025-526-9306 (事業税)

【お問い合わせ先】

新潟県 産業労働部 産業立地課 立地推進係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
Tel : 025-280-5248
Fax : 025-280-5508
E-mail : ngt050080@pref.niigata.lg.jp

にいがた企業立地ガイド

検索